

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月25日
照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (一般職) 大野 祐護
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 横田

(案件)

(受付番号) No. 2010-284	一時帰休の取扱いについて
------------------------	--------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

平成21年2月～4月まで休業手当の支払いがあり、平成21年5月1日時点においては、今後も休業が継続する見込みであったため、一時帰休が解消していないものと判断し、平成21年5月を改定月とする月額変更届を提出したが、結果として5月に休業手当の支払いがなかつた場合、隨時改定を取り消す必要があるのか。

下記事例についてご教示願います。

2月 3月 4月 5月 6月 7月

●	●	●	○	●	●
●	●	●	○	●	○

※ ○・・・休業手当の支払なし ●・・・休業手当の支払あり

(回答)

昭和50年3月29日付け保険発25号・府保険発第8号通知「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」により、「当該報酬のうち固定的金賃金が減額され支給される場合で、かつ、その状態が継続して三ヶ月を超える場合に限るものであること。」とされていることから、ご照会の事例については、当該条件を満たしていないことから、隨時改定の対象とはならない。

回答日 平成22年5月20日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上